# 海洋汚染等及び海上災害防止対策の体系

- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
  - 未然防止措置
    - 汚染行為の規制
      - 海域における排出の規制
        - 船舶から（油、 有害液体物質・廃棄物、有害水バラスト及び排出ガス）
        - 海洋施設・航空機から（油及び廃棄物）
      - 海域における焼却の規制
      - 船舶等の廃棄の規制
        - 船舶・海洋施設における（油、 有害液体物質及び廃棄物）
    - 船内処理体制の整備
      - 油濁防止規定等の整備・油濁防止管理者等の選任
      - 油記録簿等の記載・保存
      - 油濁防止緊急措置手引書の備置等
    - 船舶等の構造・設備規制
      - 構造・設備の基準
      - 定期的検査の受検・証書の受有
    - 汚染物質処理体制の整備
      - 廃油処理施設の整備及びその技術基準
    - 監視・指導
      - 巡視船艇・航空機による監視・指導
      - 勧告等
  - 事後措置
    - 防除措置の実施
      - 油、 有害液体物質等の排出時の通報義務
      - 応急措置及び防除措置義務
      - 海上保安庁長官の措置命令及び退去命令等
    - 防除体制の整備
      - 排出油防除計画の作成
      - 排出油防除資機材の備付義務
      - 海上災害防止センター
    - 海上火災の防止措置等
      - 危険物排出・火災発生時の通報義務
      - 応急措置
    - 費用負担
    - 財産の処分
    - 船舶交通の制限
  - 調査・技術研究
    - 汚染状況等の調査
    - 汚染防止技術の研究・開発
  - 罰則・行政処分